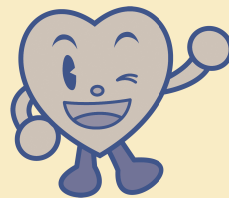


すこやか

S U K O Y A K A



No.110

●編集・発行

一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会
本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内

☎ 0120-276-701

TEL : 082-261-4208 FAX : 082-263-7586

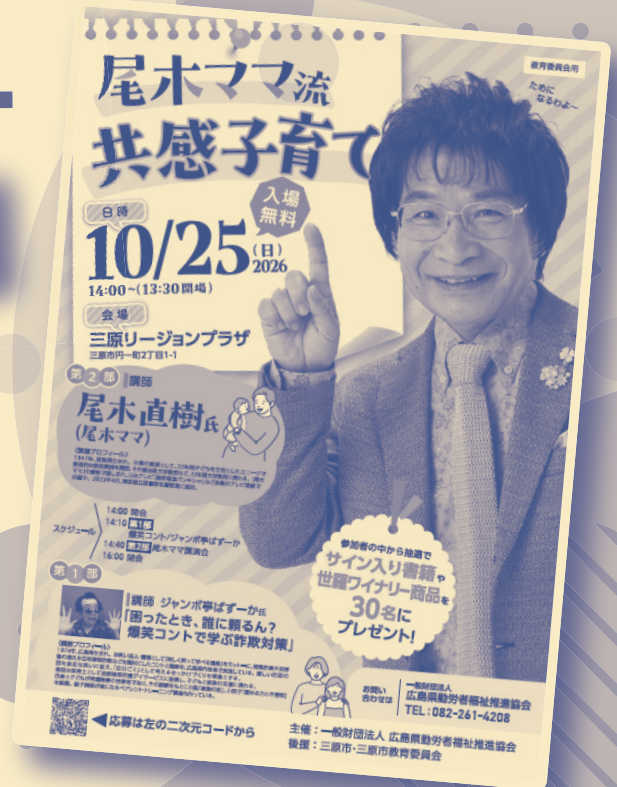
<https://kinnrou.jp>



「尾木ママ講演会」

10/25(日)開催!
講演日が近づいてきました

座席数、残りわずか
応募受付 継続中!



秋の全国火災予防運動

11/9(月)～11/15(日)

火災が発生しやすい時季になります。昨今は民家の火災だけでなく林野火災の発生件数も増えており、燃え広がりも広範囲にわたる傾向にあります。範囲が広ければ広いほど鎮火するまでかなりの日数を要すこととなり、被害も拡大し、消火活動も困難を極め、様々な方面への影響も大きくなります。

火災を予防するためには、まず出火の原因を知ることが重要です。

出火の原因は大きく分類すると「電気関連の問題」「人間の過失」「自然災害」に分けられ、その多くは普段から注意をしていれば起きずに済むようなことであり、意識を少し変えることで火災を防ぐことができるといわれています。

日常生活のなかでの心がけや気持ちの持ち方によって大切な命や財産を守ることは可能です。

ひとり一人が自分事として火災予防に努めましょう!

《注意》

モバイルバッテリー
(リチウムイオン電池)の
発火急増中!!

〈出火の主な原因〉

- ・たき火
- ・コンロ
- ・電気機器
- ・配線器具
- ・ストーブ
- ・たばこ



2026全国統一防火標語「火の確認 いい日を支える いい習慣」

2026年度「事業推進研修会」を開催しました。 ご参加いただきありがとうございました。

協会からの説明・お願い

- 2025年度の事業推進結果報告と2026年度の事業計画
- 総合共済事業規則(共済金)の一部改訂
- カスタマーハラスメント対応方針の制定
- 火災共済保険金詐欺の注意喚起
- 2026年度 講演会開催

質疑応答の時間は様々なご質問をいただきました。



6/5に福山地区からスタートし、
7/8の呉地区まで、
5 地区で実施しました。



総合共済事業規則(共済金)の一部改訂について

【傷病見舞金の請求】

〈改訂前〉

休業中(7日以上)	出勤時	傷病見舞金
	退職	退職金別金
	死亡	死亡弔慰金
休業中(180日以上)	出勤時	傷病見舞金
	退職	傷病見舞金+退職金別金
	死亡	傷病見舞金+死亡弔慰金

〈改訂後〉

休業中(7日以上)	出勤時	傷病見舞金
	退職	傷病見舞金+退職金別金
	死亡	傷病見舞金+死亡弔慰金

※傷病見舞金については、休業日数が傷病見舞金の給付対象日数を満たしていれば(7日以上)の休業)、180日を超える超えないに関係なく退職金別金・死亡弔慰金を併給します。

総合共済金請求書は、事由につき各1枚ご提出が必要です。



行楽シーズンの到来!

今年は気象庁が予報用語として正式に1日の最高気温が40℃以上の日を「酷暑日」と定め、警戒情報などで頻繁に見聞きするようになりました。

暑さの厳しさは顕著で、熱中症リスクも年々高まり、外出や屋外での活動を控える傾向にあります。

10月に入り少しずつ過ごしやすい気候に移りかわり、秋の楽しみを満喫できる時季がきます。

心身を癒し英気を養うために、是非ご家族で「休暇村」など契約保養所をご利用ください。

補助対象者：火災共済保険50口以上、または総合共済3口の加入者

宿泊利用料金補助額：大 人(12歳以上)……………2,000円／1人

こども(4歳以上12歳未満)……………1,000円／1人

※同一人への補助は年1回とする。

(契約保養所一覧・詳細はホームページをご覧ください)

